

後期近代における性的政治の 条件としての複数性

—— ジュディス・バトラーの法制度に
関する記述の変遷から ——

戸 梶 民 夫

1 はじめに

ミシェル・フーコーは『性の歴史』第一巻で、近代社会においては、生の多様なあり方と切り離せないはずのセクシュアリティが、公／私区分に基づき私的領域へと囲い込まれるとともに、抑圧される対象として生産される機制を論じた (Foucault 1976=1986)。また、「性的政治 sexual politics」は、このセクシュアリティの近代的体制に働きかけて、多様なセクシュアリティや生のあり方を社会的に承認させることを政治的目標とし続けてきたといえる。

そして現在において、性的政治は、その近代的体制の存在を前提として批判的に抵抗する「体制批判政治」(ゲイ・リベレーション、クイア政治、性的市民権を求める政治など)から、ソーシャルネットワーク論やエスノメソドロジック的議論などに基づきその体制の存在を前提とすること自体を拒否するような「体制拒否政治」(身体性別を問う政治、トランスジェンダーの権利擁護を求める政治など)へとその重心を移しつつあるように思われる。こうした現在の性的政治の体制拒否的な特徴は、多様な圧力の下で生きる幅広い人々を新しくその政治へとつなげる可能性を広げてきたし、それゆえにその意義や必要性は十分認められる必要があるだろう。しかし、その体制拒否政治への重心移動は、セクシュアリティの近代的体制を容易に拒否することができるのかという問いかけ⁽¹⁾や、そうした疑問に基づく批判政治の再評価をも生み出している⁽²⁾。このような状況において、体制

(1) このことは、身体的性別についてそれを微細な日常実践の反復に従わせることを目指す現在のトランスジェンダー運動に対して提起される様々な意見や反発という形でも表れてきている。

(2) ジュディス・バトラーは、アクターネットワークセオリーの中心的論者であるミシェル・カロンの批判政治の終焉を唱えた主張の重要性を認めながらも、それを全面的に受け入れることに躊躇を表明している (Butler 2010: 153)。

拒否政治が拒否するところのセクシュアリティの近代的体制の位置づけを理論的に精査する課題がますます重要性を増している。しかし、現在の体制拒否政治においては、それが拒否するものとしての近代的体制は、明確に語られないか、もしくは（現代社会論においてなじみ深い「前期近代／後期近代」の区別を用いれば）前期近代的な体制として想定されているのではないだろうか。

アンソニー・ギデンズは、前期近代的な体制は「一方で伝統を解消しながら、伝統を作り直してきた」（Beck et al. 1994=1997:106）と述べ、伝統を乗り越えようとしながらもそれを再作成し、結果として伝統（例えば家族や性的アイデンティティなど）を静止状態においてきたことを指摘する。それは、前期近代においては、行為を規制する規範的伝統をアイデンティティへの同一化を通じて合理化しようとしながら、しかし同時に伝統を再作成することによりそれを維持させてきた、と言い換えられるだろう。そのプロセスを「規範とアイデンティティの再帰的循環」と呼ぶとすれば、ギデンズは、前期近代的な体制が基づくこうした再帰的循環が、後期近代においては再帰性の徹底化により機能不全化するとともに、微細な規制と微細な同一化の反復としての日常実践の政治的可能性が高まっていくことを示唆する（Beck et al. 1994=1997: 113-4）。また、アクターネットワークセオリー（ANT）の創始者であるブルーノ・ラトゥールは、（ウルリッヒ・ベックが後期近代を説明するために用いるところの）「リスクの増殖」や「再帰的近代化」という概念が、近代的体制を乗り越えるANTと非常に近しく交わるものであると論じている（Latour 2005=2019: 153n）。つまりラトゥールは、（前期近代／後期近代という概念を用いているわけではないとしても）、彼の議論が乗り越えようとする近代的体制を前期近代的なものとして想定しながら、他方で彼の論じるネットワーク実践を後期近代的状況において必然的に政治的重要性を増すものとして位置づけていると考えられる。さらに現在のセクシュアリティの体制拒否政治においても、「前期近代／後期近代」の区分自体を認めないことで（Brown 2009: 1497）、近代的体制を実質的に前期近代的な体制、またはそれと区別されない体制として位置づけながら、その体制を拒否してセクシュアリティの微細な規制と微細な同一化を現れさせる性的政治の必然性を強調しているように思われる。

しかし、現在の性的政治において、セクシュアリティの近代的体制は、このように暗黙裡としても前期近代的体制としてのみ位置づけられるべきなのだろうか。むしろそこには後期近代的状況において覇権を握る新自由主義的体制⁽³⁾への視点が欠けているのではな

(3) 新自由主義が何であるかについては、様々な議論が存在するが、ここではセクシュアリティの管理機制を考えるために社会学的定義に絞りたい。デヴィッド・ハーヴェイは新自由主義について構造的特徴と意味的・実践的特徴を指摘している。その構造的特徴は、①民営化、②個人の自由を保障する社会的

いか。例えばギデンズは、資本主義と社会主義の対立を調停する（旧）社会民主主義が必要とされていた前期近代の状況に代わり、後期近代の状況においては、そうした旧来の社会民主主義と同時に「新自由主義」をも乗り越えるところの新しい社会民主主義（第三の道）が求められると論じている（Giddens 1998=1999: 53-5）。そして90年代以降のセクシュアリティ研究においても、セクシュアリティの自己統治的管理の機制を論じるガバメントリティ論（Stychin 2003）、新自由主義的な性の市民的管理に対抗する性的シティズンシップ論（Richardson 2018; Weeks 1999）、新自由主義的体制への同性愛者の同化を批判するホモノーマティヴィティ論（Duggan 2002）など、セクシュアリティの新自由主義的体制への言及が数多くなされている。しかし現在の体制拒否政治においては、そこで想定される体制が暗黙のうちに前期近代的な位置づけをもっていると思われるがゆえに、こうした議論との繋がりが遮断されているように見える。そしてそのことは、現在の体制拒否政治の中に、後期近代的な体制における性的管理を拒否するための固有の実践形式が胚胎されている可能性を看過させてはいないだろうか。さらにいえば、そうした看過が、現在の性的政治における新たな対立的状況を生み出しているのではないか。ゆえに本稿では、セクシュアリティの新自由主義的体制の機制を指し示し、それを通じて現在の体制拒否政治において、体制拒否という特徴以外にも、そこに胚胎されているが顧みられていない固有の実践的特徴を示唆してみたい。

そしてそのために本稿では、ジュディス・バトラーにおける発話行為実践と法制度の関係に関する記述の変遷に注目したい。まずなぜ、発話行為と法制度の関係に注目する必要があるのか。ギデンズは、前期近代における規範的伝統の存在が、国家の被統治者への威圧を正当化するために不可欠であったと述べている（Beck et al. 1994=1997: 106）。それを広く解釈するなら、セクシュアリティの前期近代的体制においては、国家の法制度が（発話行為を通して駆動するところの）再帰的循環において維持される規範的伝統と重ね合わせられていたということだろう。しかし、再帰性の徹底化によって再帰的循環が機能不全化する後期近代的状況で改めて新自由主義的体制が覇権を握るならば、その新自由主義的体制における法制度は、前期近代とは異なる形で再帰的循環と関係づけられながらセクシュアリティの管理機制を構成すると考えられる。ゆえに発話行為実践と法制度の位置づけの変化を辿ることは、前期近代的な体制と対比的にセクシュアリティの後期近代的な体

諸制度、意味的・実践的特徴は、③社会的連帯の切断と個人の自律や自由の強調、④新保守主義とまとめられる（Harvey 2005a=2007, 2005b=2007）。そしてセクシュアリティの管理体制として重要なのは、①②の構造的特徴を生きられる仕方を論じる③④の意味的・実践的特徴である。ゆえに新自由主義的体制を、ここでは、新たな体制保守的な態度を伴いながら、人々を社会的連帯から切断して個人の自律や自由を強いていく自己統治的な体制として、操作的に定義しておきたい。

制の特徴の一面を明らかにすることにつながるだろう。

さらになぜバトラーなのか。バトラーが1990年代のセクシュアリティの前期近代的な体制に向かう政治から、2000年代に入って後期近代的な新自由主義的体制に向かう政治へと軸足を移していることはあまり注目されていない。それゆえに、バトラーにおける2000年代の議論に注目することは、前期近代的体制とは異なる後期近代的体制とそれに向き合う性的政治の特徴を示す重要な参照軸となりうるだろう。

そして本稿では、バトラーが、新自由主義的体制に対して向き合う際に求められる性的政治のあり方を、体制拒否的な政治とならんで、ハンナ・アーレントの議論を参照にした「複数性」の政治として明らかにしていることを指摘する。そして新自由主義的体制に向かう性的政治において求められるこの「複数性」が、現在の体制拒否政治に含みこまれながら、必ずしも注目されてこなかった性的政治の特徴であることを示したい。

2 『ジェンダー・トラブル』（1990）、『触発する言葉』（1997）

まず、前期近代的な体制の特徴を示しているといえる90年代のバトラーの法制度と発話行為実践との関係について説明したい。取り上げたいのは、(1)90年の『ジェンダー・トラブル』、(2)97年の『触発する言葉』である。そしてこの両著作においてバトラーが、法制度を、規範とアイデンティティの再帰的循環において再作成される規範的規制と未区分、もしくはそれへと重ねうるものとして位置づけていることを指摘したい。

2-1 『ジェンダー・トラブル』

バトラーは、『ジェンダー・トラブル』において、第二派フェミニズムで前提とされてきた文化的ジェンダーを支える身体的セックスの自明性を批判した。「ジェンダーは、言説／文化の手段でもあり、その手段を通じて、「性別化された自然」や「自然なセックス」が、文化の前に存在する「前一言説的なもの」——つまり、文化がそのうえで作動する政治的に中立的な表面——として生産され、確立されていくのである」(Butler 1990: 11=1999: 29)。そしてこのジェンダーの構築とセックスの自然化は、バトラーにおいて、規範的規制に字義通りに則すところの発話行為を通じたアイデンティティへの同一化の反復から説明される。「フーコーが皮肉を込めて語ったような、セックスの「真実」があるかもしれないという考え方を生み出しているものは、まさに、首尾一貫したジェンダー規範というマトリクスを通じて首尾一貫したアイデンティティを産出している規制的な実践なのである」(Butler 1990: 23=1999: 47)。このバトラーの議論は、規範とアイデンティティの再帰

的循環による多様なセクシュアリティへの抑圧・管理を論じている点で、セクシュアリティの前期近代的な体制の説明として位置づけられうる。

そしてここでバトラーは、このアイデンティティへの同一化と共に再作成される規範的規制を「法」という言葉でも名指しており、そしてこの「法」を、フーコーによる法制的な法と生産的な法との区分における後者を指示するために用いている。「法制的な法は抑圧機能を行使するのではなく、ものを生産したり産出したりする言説実践なのだと考えなおさなければならない。……法はきわめて言説的なものなのである」(Butler 1990: 83=1999: 125)。ここでわかるのは、この時期のバトラーが、再帰的循環における規範的規制と法制度を区別していないことである。

2-2 『触発する言葉』

『触発する言葉』においてバトラーが焦点を当てている重要なトピックの一つは、憎悪発話をめぐる法的な「検閲」の問題である。憎悪発話は行為遂行的発話といえるが、ここでバトラーは、憎悪発話が、その発話を投げかけられる他者に対しての（法的意味での）ふるまいであるのか、それとも単なる発話なのか、その決定（検閲）を法制度が行っていることを強調し、同時にその決定の政治性を告発しようとしている。バトラーがここで取り上げる裁判事例の一つに、「R・A・V対セントポール市」がある。それは、黒人の居宅の前で十字をしるした旗を焼いた白人の十代の若者が、セントポール市の条例に違反したことで起訴された裁判である。バトラーは、この裁判事例において問題になっているのは、黒人の家の前で十字の旗を焼くという憎悪発話が、ふるまいであるのか、それともその表現を擁護される発話であるのかを決定する過程であり、そしてある発話行為がふるまいとして位置づけられる範囲の決定が、法制度によって行われている点であるという (Butler 1997: 53=2004: 84)。

このときバトラーの主張で重要なのは、単なる発話（表現）とふるまいとの間の区別をなくすべきとするイアン・マッキノンのようなポルノ規制派の議論に対して異議を提示し、その発話／ふるまいの区分を維持することを要請していることである。「発話と行為の区別を壊そうとして最近広くなされている主張は、国家による規制を強化させる方向に働いたり、「合衆国憲法修正第一条」への言及を見合わせることにになりがちだ」(Butler 1997: 20=2004: 32)。このようにバトラーは、発話とふるまいの区分を否定することは避けるが、このことはそうした発話とふるまいの間の境界づけをおこなう法制度の決定をある意味で擁護しているということである。それは、規範とアイデンティティの再帰的循環において再作成される規範的規制と同一視できず、むしろその循環が作動する領域を境界付ける法

制度特有の位置を明確に認めていることになるだろう。

しかしバトラーはこのように発話とふるまいの境界付けをおこなう法制度の位置を認めながらも、そうした境界付けを無条件に受け入れることが、同時に連邦最高裁のように「発話の行為遂行性を認めない見方を拡大することで、ある種の人種差別的振る舞いが擁護可能になること」(Butler 1997: 21-2=2004: 34)に懸念を示す。そしてバトラーは、その次になされるべきことは、「その最高裁の説明自体を広い意味で「発話〔行為〕」とみなし、それが危害をもたらす可能性があるとも考えていくことだ」(Butler 1997: 53-4=2004: 84-5)とのべる。つまり「何が憲法によって保護される発話であり、何がそうでないかの裁決」を、それ自体一種の発話行為として考えて、規範とアイデンティティの再帰的循環に再び結び付けるべきだと述べているのである。

このようにバトラーは『触発する言葉』において、規範とアイデンティティの再帰的循環における規範的規制に還元できず、むしろその再帰的循環が作動する領域の境界を確定する法制度の存在をいったん認める。しかしバトラーは、その法制度の決定が言語的に説明されることに着目することで、それにより法制度を改めてその再帰的循環における規範的規制と重ね合わせて、同時にそれをパフォーマティブな政治で攪乱的に再作成しうることを強調するのである。

2-3 小括

このように、90年代のバトラーにおいては、法制度はつねに、セクシュアリティの前期近代的体制がそれに基づくところの再帰的循環における規範的規制と未分化であるか、もしくはそうした規範的規制に改めて重ね合わせられて理解されていた。つまりここでは法制度は再帰的循環に直接結び付けられて位置づけられていた。

それゆえにこのようなセクシュアリティの前期近代的な体制に対する性的政治は、規範とアイデンティティの再帰的循環を攪乱し開くことを目指す。そして現在、こうした再帰的循環が再帰性の徹底化により機能不全化していることが自明視されているとすれば、自らが拒否する体制を前期近代的なものとして想定する体制拒否政治は、まさに必然的な政治のあり方として受け止められるだろう。さらに、その政治における微細な規制と微細な同一化の性的実践の現われを妨げるものは何もなく、ゆえにその政治に含みこまれる(体制拒否以外の)別の特徴が探求されることもないだろう。

しかしバトラーは、2000年代に入り、後期近代において覇権を握る新自由主義的体制の分析へと重点を移していく。そしてその時バトラーは、法制度と発話行為(再帰的循環)との関係の説明を変更し、かつ、その後期近代の体制に向き合う性的政治のあり方を論じ

ていくのである。

3 「無期限の勾留」(2004)

前述のように、バトラーは、2000年代に入って、後期近代の新自由主義的体制の機制を論じながら、再帰的循環と法制度の関係の説明を大きく変化させている。その変化は、911後のアフガニスタン・イラク戦争の戦時捕虜をグアタナモ・ベイ強制収容所に無期限に勾留する行政権力の恣意的な法制度の利用を扱う「無期限の勾留」において示されている。

3-1 新しい主権権力の再興と法の戦術化

「無期限の勾留」においてバトラーは、2002年におけるアメリカ国防総省と司法省が共同で発表した、グアタナモ・ベイの囚人たちの扱いに対する新ガイドラインに言及する。そしてそのガイドラインにおいて勾留者たちは、法的弁護の手立てをされるどころか、裁判を受ける権利すら保障されていないと述べる。「このガイドラインで設定された新しい軍事法廷は、じっさい、アフガニスタン侵略戦争で捕らえられた人々が権利として保障されている司法裁判所ではない。……ジュネーブ条約で定められている法的助言を受ける権利、異議申し立ての手段、本国送還などいっさいがグアタナモの勾留者には保障されておらず……」(Butler 2004: 51=2007: 98)。

そしてバトラーは、こうした従来の法的保護が停止されている状況のもとで、新たな主権のあり方が登場してきていると述べる。「保安警戒体制と国家的緊急事態の名の下に、法が国の内外で実効的に停止状態とされている。法の停止状況にともなって新しい主権の執行が、法の埒外で生じているだけでなく、行政官僚機構の整備によって、誰が裁かれ、誰が勾留されるべきかを定め、誰かを無期限に勾留していかどうかを最終的に決定するのは役人だという状況が出来している」(Butler 2004: 51=2007: 98)。つまり、この緊急事態の名の下で執行されるグアタナモ収容所での無期限の勾留は、新しい主権の下で行政官僚によって決定されているということである⁽⁴⁾。

⁽⁴⁾ もちろんこのバトラーの議論は、例外状態に関するジョルジュ・アガンベン(Agamben)の議論(Agamben 2003=2007)に多くを負っている。バトラーによるアガンベンの整理を参照しよう。「[アガンベンは]現代の主権様式が、法の規則と構造的に裏の関係で存在しており、法の規則が停止され撤退するまさにその時に登場するのだ、と論じる。……アガンベンは、何が例外状態を構成し、何が構成しないのかを決めるのが主権であり、そのような主張がなされる時法の規則が停止される、と言う。ある特定の事例に例外的な地位を認めることで、主権は法の停止状態の裏面として生成するのである」(Butler 2004: 60=2007: 110)。

さらにバトラーは、こうした主権権力は法制度を停止させると同時に、あらたにその恣意的な決定を正当化するための戦術的な法制度を打ち立てると論じる。バトラーは、無期限勾留の行政的決定を取り上げながら次のように述べている。「勾留の決定も軍事裁判にかける決定も法に基づくものではなく、都合に合わせて作り出された戦術のなかで機能する恣意的判断によって決定されるか、あるいは実施過程そのものが都合の良い法を作りだしていくのである」(Butler 2004: 58=2007: 107)。

この時重要なのは、前期近代的な体制における法制度と再帰的循環の関係が変化させられていることである。法制度は、規範とアイデンティティの再帰的循環から引き離されるとともに、法を停止する主権権力の決定に服するような戦術化された法として再編される。そして(バトラーは明確に記述していないが)この戦術化された法制度のもとでは、規範とアイデンティティの再帰的循環も新たに戦術化されながらその法制度に結びつくと考えられる。言い換えれば、こうした後期近代の新自由主義的体制においては、規範とアイデンティティの再帰的循環は、法制度を含めた体制をパフォーマンス的に再作成するような政治的力を限界づけられながらも、主権権力の道具として再設定されるだろう。

さらにバトラーは、こうした主権権力と法の戦術化は、その主権権力の恣意的決定に従うことのできる市民としての「政治的存在の生」と、その市民権を剥奪されて排除／包摂される「剥き出しの生」の区分を生み出していくと述べる。「彼〔アガンベン〕の議論によれば、市民としての権利を奪われた主体は、共同体の中でそして法によって拘束されながら政治的動物が生きるという意味において生きているのでもなくて、もしくは死んでもいないつまり法のルールの構成的条件の外部にいるのでもないような、宙づりにされたゾーンに入る。このような宙づりにされた生と宙づりにされた死の社会的状況こそは、アガンベンが差し出す「剥き出しの生」と政治的存在の生——この第二の意味の「存在」は政治的共同体の文脈でのみ可能である——の間の区別を例示しているのである」(Butler 2004: 67=2007: 119-20、一部筆者改訳)。

このように、「無期限の勾留」においてバトラーは、後期近代の新自由主義的体制においては、法制度が規範とアイデンティティの再帰的循環から切り離されるとともに、新しい主権権力の道具として戦術化されることで再帰的循環の政治的ポテンシャルが限定されること、さらにそこにおいて「剥き出しの生／政治的存在の生」の区分が導入されることを指摘するのである。

3-2 法の停止のパフォーマンスィティと統治性の場

このようにバトラーは、アガンベンの議論を参照して、後期近代の新自由主義的体制の

機制を整理した。しかしバトラーは、おそらくアガンベンの議論においては、その体制を支える力を独立した主権権力に委ねることになってしまうのを懸念しているように思われる。そしてバトラーは、このアガンベンの議論を、発話行為実践の力を強調する自らのパフォーマンス性論の枠組みの中で読み直していく。具体的には、その新しい主権権力の再興と法制度の戦術化を、「法の停止」というパフォーマンスな実践の産物としてとらえ返すのである。「私自身の考えはこうだ。現代の主権は……撤退を契機として生産される。私たちは法の停止をひとつのパフォーマンスな行為として考えるべきで、それが現時点での主権を生み出す」(Butler 2004: 61=2007: 111-2)。つまりバトラーは、こうした再興する主権権力と戦術化された法制度が、「法の停止」という特定の実践を通して構成されるものと論じるのである。そして同時にバトラーは、法の停止をパフォーマンスな実践として論じるために、その実践がそこに属する場所を（前期近代的な規範的規制の場とは異なる）後期近代的な「統治性の場」として想定する。「[法の停止は]より正確には統治性の場において亡霊のような主権を再生させる」(Butler 2004: 61=2007: 112)⁽⁵⁾ ⁽⁶⁾。総じてバトラーは、再帰的循環が機能不全化する後期近代的状況において広がる「統治性の場」において、「法の停止」のパフォーマンス性を通して主権権力とそれにより戦術化された法制度が生み出されると述べているのである。

そしてこのバトラーの読み直しは、「法の停止」の実践が主権権力の再興と法の戦術化の裏面で、「剥き出しの生／政治的存在の生」を生産していく機制をも理解可能にさせるように思われる。つまり、統治性の場における法の停止の実践は、裏面で再帰的循環の前提となる規範的な場から撤退することで政治的可能性を限定された、セクシュアリティを自己統治的に私化する個人主体（政治的存在の生）の構成を導いていくように思われる。また、そうしてセクシュアリティを自己統治しえず政治的存在の生へと同化することが困難なもの（不安定な生）は、「西洋の文明的言説によって打ち立てられた合理性の拘束の外にある」(Butler 2004: 73=2007: 127) 精神を病む人として、政治的力を剥奪された単なる生（剥き出しの生）へと排除／包摂されていく。それゆえに、パフォーマンスな法の停止の実践は、その裏面で規範的な場からの撤退において構成される個人主体によるセク

(5) ここでバトラーは、アイデンティティや主体を構築する発話行為実践とは異なり、行政権力が主権を握る「国家」を構成する（ある意味で単独的でない）パフォーマンス性を想定している。これは（後述するように）バトラーがこうした新自由主義的体制に向き合う性的政治の可能性を論じるときに個別の発話行為ではなく、複数性の発話行為に注目する理由となっているように思われる。

(6) この統治性の概念をバトラーは（主権権力に統治性がとってかわるとする）後期フーコーの議論から引き出してきているが、しかし70年代後半におけるフーコーが置かれた状況と現在の状況では統治性の働き方も異なっており、現在の状況においては統治性は、主権権力の問題と結びつけて論じられなければならないと主張している (Butler 2004: 92=2007: 154)。

シュアリティの自己統治的な管理を伴っており、それが新自由主義的体制におけるセクシュアリティをめぐる新たな同化主義的対応——同性婚の推進、軍隊への参加等——を生み出していくように考えられる。

3-3 国際法の下への法の停止の従属

このようにバトラーは、アガンベンの議論を流用しながら、新自由主義的体制におけるセクシュアリティの新たな管理機制を明らかにしてゆく。では、この新たな新自由主義的体制に対する性的政治の可能性はいかに考えられるべきなのか。まず「無期限の勾留」でのバトラーの説明を見てみたい。

バトラーは、この新自由主義的体制に対する性的政治の可能性を論じるに際して、「国際法」というファクターを重視する。「私の分析からなんらかの規範を引き出すとしたなら、それは国家が法に縛られ、法を道具として取り扱ったり廃棄可能なものとしなくなることを私が望んでいるということになるかもしれない。それはその通りだ。しかし私は法の規則そのものに関心があるわけではなくて、むしろ法の位置づけに、国家の主権の主張を制限し条件づけている国際的な権利と義務概念の表明において法が果たしている役割に関心があるのだ」(Butler 2004: 98=2007: 162)。ここでバトラーが述べているのは、普遍的人権の枠組みに基づくジュネーブ条約のような国際法を統治性の場へと重ね合わせて、そしてこの無法者の主権を生み出す法の停止の実践を、その国際法に従わせ、停止・撤退させなくする必要性である。

そしてバトラーが、このような国際的な権利と義務概念を設定する国際法へと法の停止の実践に従わせようとするのはただ主権権力の再興と法制度の戦術化を差し止めようとするためだけではない。それは同時に、国際法が要求する人権の枠組みを微細な規制と微細な同一化の反復実践によって再作成していく可能性を強調するためでもある。バトラーは、こうした国際法においても限界があり、それは守られるべき人権を、国民国家に属する人間に限定していることだと述べる (Butler 2004: 86=2007: 146)。そしてバトラーは、「人間とは何かを再考する挑戦的な機会」(Butler 2004: 90=2007: 151)を確保するために、この国際法の枠組み自体をも統治性の場における(性的実践も含めた)より微細な規制と微細な同一化の反復を介して組み替える可能性に注目するのである。「統治性という場によってより広範な一群の戦術が開かれ、そこには私たちが「人間」という語で意味しているものを形成したり歪曲したりする言説も含まれているのである」(Butler 2004: 99=2007: 163)。

3-4 小括

このように、新自由主義的体制の機制に向き合う性的政治の可能性を、法の停止の実践を国際法に従わせることで見出だそうとするバトラーの主張は、様々な次元からの多様な議論をも呼び寄せるだろう。それらを詳述することはここでは難しいが、しかし前期近代／後期近代の枠組みの下で議論を進めてきた本稿において特に指摘したいことは、このバトラーの、後期近代的な新自由主義的体制に向き合う国際法を介した政治的抵抗の見通しが、まだ前期近代的な性的政治の理解に基づいている可能性である。つまりバトラーは、法の停止の実践を、再び国際法という別の法制度の下に置きなおして、そのうえでその国際法を、それに重ねられる再帰性を（徹底的に）攪乱することで再作成する可能性を語ろうとしている。ところがそうした形で前期近代的な枠組みに基づいて性的政治を提起することは、再びその国際法を法の停止の実践を通して戦術化された法へと落としこんでしまう危険性を生み出すのではないか。実際、バトラー自身、この無法な主権権力が国際法や憲法の影響を乗り越えることを各所で強調している。「国家は自己を守る権利の名の下に、ということつまり、主権のレトリックによって、法を超えた権力を行使し、国際的な協定さえ無視する」(Butler 2004: 64=2007: 115)。ゆえにこうしたバトラーの（国際法に依拠する）前期近代的な枠組みに基づく性的政治の提起は、法制度自体の停止の実践によって生み出されるセクシュアリティの新自由主義的体制を十全に乗り越えるものとは言えないのではないだろうか。

そして2000年代後半以降バトラーは、改めて前期近代的な体制に向き合う性的政治には納められない、セクシュアリティの後期近代的体制に向き合う性的政治の可能性を論じるようになっていく。その理論展開の方向は、バトラーの、2007年のガヤトリ・スピヴァクとの対談『国歌を歌うのは誰か?』におけるアガンベンへの批判とハンナ・アーレントへの言及から読み取ることができる。

4 『国歌を歌うのは誰か?』(2007)

4-1 アガンベンへの批判

スピヴァクとの対談『国歌を歌うのは誰か?』(Butler 2007=2008)は、主たるテーマが国民国家に帰属しえない無国籍の人々の権利擁護におかれているが、それは、国家の法的権利を保障されない勾留者に注目する「無期限の勾留」と同様のテーマを扱っているといえるだろう。しかしこの『国歌を歌うのは誰か?』において、バトラーは「無期限の勾留」では明確に述べていない主張を行っている。それは、後期近代における主権権力の再興と

戦術化された法制度を、性的政治が向き合う前提として据えることを拒否することである。そしてそのことは、バトラーが、「無期限の勾留」においては半ば肯定的に引用されていたアガンベンに対して、ここでは否定的に言及していることに示されている。

バトラーは、「無期限の勾留」においては、アガンベンが主権権力と戦術化された法を外在的、実体的に語ることへの懸念は表明していなかった。しかし『国歌を歌うのは誰か?』においては、バトラーはそうしたアガンベンの説明を否定的に評価するようになっている。その理由は、バトラーによれば、微細な規制と微細な同一化の反復が、主権権力の再興と法制度の戦術化が伴うところの「剥き出しの生／政治的存在の生」の区分における前者として非政治化されることで、そこにおいても存在する新たな政治的实践の可能性が消去されてしまうからである。「[アガンベンへの]いくつもの批判的問いが出されるでしょうが、そのうちの一つは間違いなく、いかにしてある住人がポリスから追放され、法の保護を受けずに国家の暴力にさらされる剥き出しの生に押し込められるのかということに関係しています。けれども生は「剥き出し」だと考えられるのでしょうか。生はすでに不可逆的に、政治的領域に参入していたのではないのでしょうか」(Butler 2007: 37=2008: 26)。この時バトラーは、主権権力と戦術化された法制度の体制が、ある種の人々や集団を、法的保護が存在しない外部へと排除／包摂することで、その人々や集団を政治的能力を失った存在として位置づけてしまうことに反対し、実際にはその人々においても微細な実践の反復に伴うオルタナティブな政治を行う可能性が胚胎されていることを強調するのである。

そのバトラーの指摘は重要である。ただアガンベンの議論を否定する理由としては、その説明は十分ではないように思われる。なぜなら、非政治化されてきた微細な規制と微細な同一化の反復の政治的可能性を示したいのであれば、主権権力と戦術化された法制度の体制の存在を前提にして、それに微細な反復を対峙させることも可能であるように見えるからである。そしてバトラーがアガンベンの議論を否定する理由をより深く推測すれば、次のように説明できるのではないだろうか。この主権権力と戦術化された法を、性的政治の前提として位置づけ對抗しようとするならば、その戦術化された法をさらに停止する実践による主権権力の再興を改めて導いてしまう危険が発生する。そしてそれは、再び主権権力と法の戦術化に伴う「剥き出しの生／政治的存在の生」の区分を生産し、結果、その性的政治が現れさせようとする微細な反復を非政治的なものへと還元する圧力を継続させてしまうことになるからではないか。このように説明することにより、ここでバトラーが、後期近代の性的政治においてそれが向かい合う体制を（アガンベンのように）前提として据えること自体を拒否している、その理由を説明できるように思われる。

このようなバトラーの議論の整理から、改めて現在の性的政治において体制拒否政治が

必要とされる理由が明確になるだろう。しかしそのことは、この体制拒否政治が現代の性的政治において「必然的」であることを示すものではないはずだ。体制拒否政治が想定する体制が前期近代的な体制である場合には、(前記したように)現在においてこの体制拒否政治は必然的なものとして現れるし、微細な規制と微細な同一化の反復を政治的領域へと現れさせることを差し止めるものも存在しないと考えられる。しかしここで論じてきたように、それが想定する体制が後期近代的な体制である場合には、その体制の維持は、法制度を停止し再帰的循環の前提となる規範的な場から撤退する実践の作動に基づいている⁽⁷⁾。それゆえ、(停止される法制度や撤退されうる規範的な場を前提とした)再帰的循環を再帰性の徹底化によって機能不全化するだけでは、そうした法の停止や規範的な場からの撤退によって、主権権力と戦術化された法制度が再生産される流れを十分に差し止めることは困難であるように思われる。ゆえに体制拒否政治は、新自由主義的体制に向き合う場合には、(その現れを妨げる圧力が継続的に生じるという意味で)必然的なものではなくなるだろう。では体制を拒否するにあたって、いかにしてその法の停止や規範的な場からの撤退の実践を差し止める性的政治を構想すればいいのだろうか。その時にバトラーにおいて言及されるのが、アーレントの複数性の政治の議論である。

4-2 アーレントの複数性の政治⁽⁸⁾

同書においてバトラーは、スピヴァクに促されながら、アーレントの理論を詳細に読み解いているが、アーレントがバトラーによって評価されているのは、アーレントが、無国籍者の排除／包摂のプロセスに対してそのプロセスに向き合う固有の政治的実践の形式を論じているからである。まずバトラーは、アーレントが政治的決定をパフォーマンスな観点から論じたことに深い感銘を表明している。「行動についてのアーレントの考え方——言葉や発話を含む行動概念、つまりボニー・ホーニグが初期の著作で明確に示したように、政治をパフォーマンスとみなすのに大きな貢献をした概念——には心を打たれています」(Butler 2007: 25-6=2008: 18)。そしてバトラーは、アーレントにおいては、無国籍者がそれを剥奪されるところの「政治的自由」が、ただ体制から与えられるだけでなく、「行使」、つまりパフォーマンスな問題とされていることを強調している。「彼女によれば、自由はむしろ行使なのであり(したがって動詞形で存在するもので)、また非個人化されており、文脈の中で生起する行動である(しかし集合的な主体を前提にしていない)のです」

(7)そして注6で触れたように、この停止や撤退の実践は、単独の実践ではないと考えるべきである。

(8)アーレントの複数性の概念は様々な角度から論じられているが、ここではバトラーが読むアーレントの複数性に焦点を絞っている。

(Butler 2007: 26=2008: 18)。

そしてこのとき重要なことは、アーレントが無国籍者の排除／包摂を乗り越えるその自由の行使を「非個人化」、つまり「複数性」という条件の下で保障されると論じている部分にバトラーが注目している点である。この複数性の下での実践は、バトラーが述べているように、決して「集合的な主体を前提にしていない」。その意味するところは、こうした自由の政治的行使の実践は、集合的なアイデンティティ・カテゴリーへの同一化を含む再帰的循環には還元できない実践ということである。言い換えればバトラーは、アーレントの「複数性」の実践を、「共通言語」やそれに結び付けられた法制度を前提としない行為実践を指すために引用しているのである。

しかし同時にバトラーは、そうした自由の政治的行使は、自律的な個人主体が行う実践とも異なると述べる。バトラーは、アーレントの言う自由の政治的行使は、「リベラルな個人主義という存在論」(Butler 2007: 62=2008: 45)をも前提としない行為であるという。そして、その時そこにあるのは、法制度や共通言語を前提とする実践でも、それを停止・撤退する実践でもなく、互いに「平等」⁽⁹⁾であると想定しうる複数の人々が複数で行為することで、そうした関係を支えるより「平等」な共通言語や法制度の体制が作り上げられることを、そこに折り込んだ行為実践の可能性であるといえるだろう。

たとえば彼女はこのように書いています。「われわれの政治的生が拠って立つ前提とは、平等を作り出せるのは集団としてのみということであり、その理由は、自分と平等な人たちと協力して——平等な人たちと協力することによってのみ——共通する世界のなかで行動を起こし、それを変革して、それを作り上げることができるからである」。したがってここでは「人」という意味は、個人ではなく「共通性」とか「平等」を指しており、いずれも変化のための、そしてあらゆる種類のエージェンシーの構築のための前提条件となっています。そしてもしもこのいわゆる「人」が、まさに自分と平等な人たちと共に行動を起こし、変革し、何かを作りうる存在だとすれば、その個々の行動は、平等の条件が確立されるまでは、確立されないかぎり、役には立たないのです。別の言葉で言えば、個人的行動が行動になりえるのは、唯一、平等を確立し、その結果行動が複数の行動となり、政治的効果を得る機会になるときだけです (Butler 2007: 56-7=2008: 41)。

⁽⁹⁾ 付言しておけばバトラーは、アーレントが経済的不平等を政治的平等と切り離してしまう主張を行っていることには、強く反発し、アーレントが複数性の政治の前提条件として考える「平等」は政治的平等だけでなく、経済的平等をも含めて考えるべきだと強調している。

ここでアーレントの複数性の政治をとおしてバトラーが論じるのは、決して法や規範的規制をその前提に据えた行為実践ではなく、互いに「平等」であると想定される複数の人々が集い現れることを通して、その関係を支えるより「平等」な法制度や規範的規制が作り上げられることを折り込んだ行為実践である。それは、主権権力と戦術化された法制度を再興しさらに人々を剥き出しの生／政治的存在の生の区分の下で個人主体へと分断していく法の停止や撤退の実践に対抗する実践であり、そして複数の平等な人々が共に現れであることを通して「剥き出しの生」として非政治化する圧力を生み出さないような新しい法制度や規範的な場が作られていくことを見越した政治的实践であるだろう。その複数性の政治の下でこそ、新自由主義的体制において常に非政治化・無力化されてきた微細な規制と微細な同一化の反復実践が政治的に現れて体制拒否できる可能性が大きく開かれるように思われる。

5 おわりに

このように、バトラーが考える後期近代の新自由主義体制の機制と、それに向き合う性的政治が求められる特徴を示すことができた。そして明らかになったのは、現在の体制拒否政治には、「平等」な関係に根ざした複数の人々の現れの実践という特徴が伴っているという可能性である。この実践的特徴は、今までの体制拒否政治におけるように拒否する体制を（暗黙のうちにも）前期近代的体制として想定するのであれば、おそらく見えてこない特徴だったと思われる。なぜならそうした体制拒否政治は、セクシュアリティを規制する前期近代的な再帰的循環が再帰性の徹底化をとおして機能不全化するだけで微細な反復が必然的に政治的領域に現れうるとみなしているからであり、そのため後期近代の新自由主義的体制において、微細な規制と微細な同一化の反復を剥き出しの生として非政治化するその作動にいかに対抗するかという論点が取り逃がされてしまうからである。しかしセクシュアリティの新自由主義的体制の機制を明らかにすることで、そこでの剥き出しの生への非政治化の圧力が、より「平等」な関係の下での複数性の政治によって対抗できることが示されたし、それは現在の体制拒否政治の中にも、その複数性の政治の契機が含みこまれている可能性を示唆している。そしてその複数性の政治の契機に着目することを通じて、現在の性的政治が（必然的であるという理解にも関わらず）なぜ激しい対立を生み続けているのか、また現在の体制拒否政治が、（明確に言語化されていなくても）複数性の政治を可能にするための「平等」な関係の想定を支えるメディア構造にいかによっているのか、そうした問いが新たに開かれることになるだろう。バトラーの精査を通じて

示されたセクシュアリティの後期近代的体制と、それに向き合う性的実践に求められる複数性の特徴の開示は、こうした体制拒否政治をめぐる現在の問題や対立を展開し乗り越える一つの契機となりうると考えられる。

参考文献

- Agamben, Giorgio, 2003, *Stato di eccezione*, Bollati Boringhieri. (上村忠男・中村勝己訳, 2007, 『例外状態』未来社.)
- Beck, Ulrich, Anthony Giddens and Scott Lash, 1994, *Reflexive Modernization*, Stanford, California: Stanford University Press. (松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳, 1997, 『再帰的近代化』而立書房.)
- Brown, Gavin, 2009, "Thinking beyond Homonormativity: Performative Explorations of Diverse Gay Economies", *Environment and Planning A*, 41: 1496-510.
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York: Routledge. (竹村和子訳, 1999, 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.)
- , 1997, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, New York: Routledge. (竹村和子訳, 2004, 『触発する言葉——言語・権力・行為体』岩波書店.)
- , 2004, *Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence*, London: Verso. (本橋哲也訳, 2007, 『生のあやうさ——哀悼と暴力の政治学』以文社.)
- , 2010, "Performative Agency", *Journal of Cultural Economy*, 3 (2): 147-61.
- and Gayatri C. Spivak, 2007, *Who Sings the Nation-State?: Language, Politics, Belonging*, London: Seagull Books. (竹村和子訳, 2008, 『国家を歌うのは誰か?——グローバル・ステイトにおける言語・政治・帰属』岩波書店.)
- Duggan, Lisa, 2002, "The New Homonormativity: The Sexual Politics of Neoliberalism", Russ Castronovo ed., *Materializing Democracy*, Durham, N.C.: Duke University Press.
- Foucault, Michel, 1976, *La Volonté de Savoir*, Paris: Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『知への意志』新潮社.)
- Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way*, Cambridge: Polity Press. (佐和隆光訳, 1999, 『第三の道』日本経済新聞社.)
- Harvey, David, 2005, *Spaces of Neoliberalization*, Stuttgart: F.Steiner. (本橋哲也訳, 2007, 『ネオリベリズムとは何か』青土社.)
- , 2005, *A Brief History of Neoliberalism*, New York: Oxford University Press. (森田成也他訳, 2007, 『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社.)
- Latour, Bruno, 2005, *Reassembling the Social*, Oxford: Oxford University Press. (伊藤嘉高訳, 2019, 『社会的なものを組み直す』法政大学出版局.)
- Richardson, Diane, 2018, *Sexuality and Citizenship*, Cambridge: Polity Press.
- Stychin, Carl F., 2003, *Governing Sexuality: The Changing Politics of Citizenship and Law Reform*, Oxford: Hart.
- Weeks, Jeffrey, 1998, "The Sexual Citizen", *Theory, Culture and Society*, 15 (3-4): 35-52.

(とかじ たみお・非常勤講師)